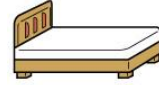


## 粗大ごみの出し方

市内在住の方のご家庭で使用していた不用になった家具類、ふとん、掃除機、ファンヒーター、電子レンジなどが対象となります。リフォーム等で出た建築廃材などは対象外となります。

### 粗大ごみを出すときは



品物の大きさ・数量をあらかじめ確認し、**042-531-5311** 専用番号へお電話ください。

受付時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～午後4時

収集日は、お申し込みから5日～10日ぐらいが目安となります。

※休み明けは申し込みが集中し電話がつながりにくい場合もございますので、ご了承ください。

受付の際、次のことをお伝えします。



- ①収集日 ②出される粗大ごみの合計ポイント数  
③処理券の購入方法とその取扱い ④その他確認事項

【注意】 品物の追加や変更や変更がある場合は、  
収集日前日（土・日・祝日の場合は、直近の開庁日）の正午までにご連絡ください。

### 『粗大ごみ処理券』（1,000円券と300円券）による有料制度

合計ポイント数が20ポイント分までお申し込みができます。

なお、粗大ごみ処理券の購入は、受付時にお伝えした合計ポイント数に応じて購入してください。

【注意】 一度購入された処理券は払い戻しできません。

同一世帯においては、収集日から1か月以内に2回の収集はできません。



### 発語や耳の不自由な方は

住所・氏名・FAX番号・出される品物を明記して、  
ごみ対策課（FAX番号042-531-5800）あてに送信してください。



### 粗大ごみで自転車を出される場合

自転車の収集の際、収集した自転車が不明な場合がありますので、自転車のサドル（いす）部分に、『粗大ごみ処理券』または、『粗大ごみ 収集日 氏名』を記入した紙を貼っておいてください。

収集日の午前8時までに、戸建て住宅の場合は家の前、集合住宅の場合は1階の目立つ場所に処理券を貼って、粗大ごみを出してください。

粗大ごみ処理手数料が減免されます。電話でお申込みの際、受付担当にお伝えください。

- ①生活保護を受給している場合  
②世帯全員が市民税非課税で、障害者手帳等の交付を受けている場合  
③火災・水害などの災害にあった場合

## 市では処理できないもの

### (1) 家電リサイクル法対象品

洗濯機・衣類乾燥機・テレビ・エアコン・冷蔵庫・冷凍庫



処理には、「家電リサイクル券」が必要となり、次の方法で処理してください。

- 方法1 購入したお店や買い換えるお店に引き取ってもらう。  
方法2 郵便局で「家電リサイクル券」を購入し、『家電リサイクル品引取所』（泉町）に直接持ち込む。  
方法3 『家電リサイクル品引取所』（泉町）までの運搬を、収集運搬業者に依頼する。  
(リサイクル料金のほか、別に運搬費が必要になります)  
ご希望の方は、収集運搬業者をご案内します。ごみ対策課（電話531-5518）

家電リサイクル品引取所（株）立飛リアルエステート内 月～土曜日（祝日を除く）

◆(株)葵環境開発 立川事業所（電話525-9990）午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く）

◆日通東京西運輸(株)立川取扱所（電話524-3217）午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く）

(財)家電製品協会 家電リサイクル券センター 午前9時～午後5時

電話 フリーダイヤル 0120-319640 ホムパ・ザ・アドバンス <http://www.rkc.aeha.or.jp>

### (2) パソコン

資源有効利用促進法により、使用済パソコンは、回収義務者である事業者等（製造・販売メーカー、輸入・販売業者など）が自社製品の回収・再資源化を実施しています。

不要になったパソコンは各メーカーに回収を申し込んでください。

※本体、ディスプレイが別々のメーカー製の場合は、それぞれのメーカーに申込みが必要です。

自作パソコンやメーカーがわからない場合は、下記までお問い合わせください。

一般社団法人 パソコン3R推進協会

電話 03-5282-7685 ホムパ・ザ・アドバンス <http://www.pc3r.jp>



### 市の施設に資源とごみを持ち込む場合（事前申し込み不要）

持ち込みは、立川市民本人に限ります。

※ご住所及びご本人確認させていただきますので、運転免許証や郵便物などをお持ちください。

燃やせるごみ・木製の粗大ごみ⇒清掃工場

上記以外のごみ・資源⇒総合リサイクルセンター

月～金曜日 午前8時30分～正午 午後1時～午後4時

処理手数料 8円/kg

※直接持ち込む場合は、「粗大ごみ処理券」は必要ありません。

粗大ごみに関するお問い合わせは・・・ごみ対策課 531-5517（総合リサイクルセンター）

### 持ち込みできないもの

- ・リフォーム等で出た建築廃材など
- ・産業廃棄物と判断できるもの
- ・分別していないもの
- ・処理困難物